

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年10月5日

茨城県立鉾田第二高等学校長 田辺 宏行

1 入札に付する事項

(1) 購入物件名及び数量

A重油 J I S 1 種 1 号 26,000ℓ（予定数量）

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

茨城県立鉾田第二高等学校農場 茨城県鉾田市徳宿2997-1

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え、変更及び取消しは認めない。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 入札金額は、1ℓ当たりの単価を記載すること。

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査事項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争参加資格を有している者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本公告に示した物品を指定する日時、場所に十分に納入可能なことを証明した者であること。

(8) 茨城県内に本店を有すること。

(9) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

3 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を紙により行う案件である。

4 入札手続き等に関する事項

(1) 契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158
茨城県立鉾田第二高等学校 事務室
電話0291-33-2171

(2) 入札執行の日時及び場所

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158
茨城県立鉾田第二高等学校 社会人講師控室
令和8年10月28日(水) 午前10時

5 入札説明書等の交付場所等

(1) 配布期間

入札公告日から令和8年10月21日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く。)とする。

(2) 入札説明書の配布場所

〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田1158
茨城県立鉾田第二高等学校 事務室
電話0291-33-2171

なお、入札説明書は(1)で配布または、茨城県物品役務入札情報サービスにより閲覧することができる。

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が、納品場所等の現地確認を行う場合は以下の期間とする。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和8年10月13日(火)午後3時まで。

イ 質問受付期間

公告の日から令和8年10月13日(火)午後3時まで。

ウ 質問受付先

4の入札説明書の交付場所及び問い合わせ先に同じ。

エ 方法

ファクシミリによる。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月16日(金)午後3時まで。

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月23日(金)午後5時まで、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
茨城県財務規則第143条第1項により予定価格の100分の5の金額とする。ただし、同条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。
- (3) 契約保証金
茨城県財務規則第138条第1項により契約金額の100分の10の金額とする。ただし、同条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。
- (4) 入札者に求められる事項
 - ア この一般競争入札を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の(7)及び(9)を証明する書類を添付して4の(1)に示す場所に令和8年10月21日(水)の午後3時まで提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
 - ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。
- (5) 入札の無効
 - ① 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
 - イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき
 - ウ 記名を欠くとき
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
 - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
 - カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
 - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
 - ク 代理人が委任状を持参しないとき
 - ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
 - ② 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - ③ 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
 - ④ 入札時点において2に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) その他
詳細は入札説明書による。